

## わかやま就職応援プロジェクト2026委託業務仕様書

### 1 事業趣旨

わかやま就職応援プロジェクト2026委託業務は、高校生や大学生、外国人を含む一般求職者など幅広い年齢層を対象に、対面やオンラインでの就職イベント等の各種事業に加え、企業向けの採用支援を実施することで求職者と企業の相互理解を促進し、市内企業の人材確保並びに市内産業の活性化を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 必要資格

国もしくは地方公共団体と直接契約し、企業15社以上が参加する合同企業説明会運営業務の履行実績があること。（対面・オンラインどちらの実績も可）

### 4 委託業務の概要

- (1) わかやま就職応援プロジェクト2026 特設サイトの作成
- (2) 和歌山市キャリア発見フェアの開催
- (3) 和歌山市オンライン業界研究会の開催
- (4) 和歌山市転職フェアの開催
- (5) 和歌山市オンライン合同企業説明会の開催
- (6) 高校生対象の仕事・業界説明会の開催
- (7) 企業向けの外国人材雇用セミナーの開催
- (8) 企業向けの人材確保セミナーの開催
- (9) 就職予定先調査の実施
- (10) 事業完了報告書の提出

### 5 委託業務の詳細

- (1) わかやま就職応援プロジェクト2026 特設サイトの作成

事業全体の認知度を高め、各イベントへの参加者を幅広く集めるために、情報を集約・整理した特設サイトを作成する。特に学生や若年層、保護者層に届くよう、SNSや紙媒体とも連携しながら多方面に広報を展開する。

#### ア 特設サイトの構成

構成はトップページ及び各イベントの詳細ページとする。

#### イ トップページ

(ア) わかやま就職応援プロジェクト事業のタイトルロゴ及びPRするための文言を掲載するほか、実施するイベントのタイトルロゴ、日時、開催方法、場所、詳細ページへのリンクを掲載する。

(イ) 掲載するイベントは4(2)から(5)までとする。

(ウ) スマートフォンでの縦スクロールを意識した上で、分かりやすく見やすいレイアウト

ト、若年層に向けた明るいデザイン、各イベントの詳細ページにスムーズに移動できるユーザインターフェースを考慮したトップページを作成すること。特に、「わかやま就職応援プロジェクト2026」のタイトルロゴをデザインし、広告等にも利用すること。

(エ) 市の実施する他事業のホームページのリンクを掲載できるようにすること。

#### ウ 各イベントの詳細ページ

(ア) 4(2)から(5)までのイベントの詳細ページを作成する。イベントタイトルのロゴ、イベントをPRするための文言、名称、日時、開催方法、場所、参加企業、当日のタイムスケジュール、申込フォームへのリンク等のイベントの詳細を掲載する。

(イ) 背景などの基本的なデザインはトップページと同じものとするが、イベントの特色に応じてページのデザインを調整すること。特に、イベントタイトルについては、イベント毎にタイトルロゴをデザインし、広告等にも利用すること。

(ウ) 参加企業は公募の上決定していくため、各イベントの詳細ページ公開後の随時掲載していくことも可能だが、参加企業決定後は速やかに掲載すること。

(エ) 参加企業の掲載について、企業ロゴを掲載しロゴをクリックすると企業のホームページへと移動ができるようにすること。

#### エ 特設サイトの作成・更新

(ア) 特設サイトの詳細は契約後速やかに和歌山市に対し提案すること。

(イ) 特設サイトの公開を以て当事業の広報を開始するため、契約後速やかにサイト作成にかかること。

(ウ) 更新回数は上限を定めず、必要に応じて適宜行うこと。

(エ) 各イベントの詳細ページは、トップページの公開に間に合わないことが想定されるが、和歌山市と協議の上、速やかに各イベントの詳細を決定し、詳細ページを作成すること。先のイベントから順次公開するが、特設サイトの公開から1カ月以内に全ての詳細ページを公開すること。

#### オ 広報

(ア) わかやま就職応援プロジェクト2026をPRするための周知用ポスター、チラシを作成する。デザインは特設サイトを基に統一感のあるものとし、発行するチラシの内容に合わせて更新をする。掲載内容や印刷部数は下記を参考とし、各イベントのデザイン作成をすること。配布先は近畿圏を中心とした全国の大学、専門学校等のキャリアセンターのほか、ハローワーク、公共施設や南海電鉄及びJR沿線駅とする。市関連の公共施設への配付は和歌山市が行うため、必要部数を和歌山市へ提出すること。

イベント	掲載内容	枚数
・和歌山市キャリア発見フェア	チラシ(A4、両面、カラー) 一) 表面に事業全体のPR、 裏面に参加企業を掲載	ポスター100枚 チラシ1万枚
・和歌山市オンライン業界研究会	ポスター(B3、片面、カラー)	上記枚数のうち市関連の公共施設への配付予定部数は下記の通り
・和歌山市オンライン合同企業説明会	一) チラシ両面の内容を統合したもの	チラシ800枚

		ポスター40枚
和歌山市転職フェア	チラシ（A4、両面、カラー）表面に事業全体のPR、裏面に参加企業を掲載 ポスター（B3、片面、カラー）チラシ両面の内容を統合したもの	ポスター100枚 チラシ5000枚  上記枚数のうち市関連の公共施設への配付予定部数は下記の通り チラシ800枚 ポスター40枚

(イ) 特設サイトをPRするため、SNS広告を実施すること。実施期間は契約期間中とし、特設サイトの公開と同時に速やかに開始する。広告は直近のイベントの内容を考慮して随時作成すること。年齢層や地域等のターゲティングは広告の内容により適宜変更を行い、かつ広告作成を含め年間を通して実施するための十分な費用を積算しておくこと。和歌山市内においては、事業を広く周知するため幅広い年齢層に向けて広告を配信すること。特に保護者層に向けた広告を対象者向けのものとは別に作成し、県外在住の家族に保護者を通じて訴求することができるようにすること。

(ウ) 各戸配付情報誌等への記事掲載（半2段以上）により、少なくとも2回は和歌山市全域への事業周知を図ること。

#### カ その他

フリー素材を並べただけの簡素なデザインの特設サイトは認めない。若年層を引き付けるデザインを重視すること。

## (2) 和歌山市キャリア発見フェアの開催

キャリアを考え始める段階にある2028年・2029年・2030年3月卒業予定の学生を対象に、和歌山市内の企業と直接出会い、その仕事内容や職場の雰囲気、働く人の声を通じて「自分に合った働き方」や「和歌山市で働く可能性」を具体的に考えられるようにすることを目的とし、ブース形式での和歌山市キャリア発見フェアを開催する。なお、本イベントの会場は和歌山市で予約済みである。

### ア 開催概要

(ア) 令和8年8月26日（水）、27日（木）13時～16時

(イ) 和歌山城ホール1階展示室

(ウ) 会場は両日を全日で予約しており、会場費は受託者負担とする。

### イ 参加企業の募集・選定

(ア) 参加企業数は1日あたり15社とし、2日の開催で異なる企業計30社とする。募集方法は公募とする。

(イ) 業種・職種等偏りのないよう選定する。

(ウ) 参加企業は和歌山市と協議の上決定する。

### ウ 参加者の募集

(ア) 対象者は2028年・2029年・2030年3月卒業予定の学生とする。

(イ) 参加者人数は1日あたり40名の計80名を目標とする。

(ウ) 特設サイトの広報活動に加え、大学等へのイベント周知を積極的に行うなど参加者の募集に必要な広報活動を行うこと。

#### エ 配付資料及び物品等の配付

(ア) 参加者に当日配付する資料としてイベント会場図、参加企業の概要やPRを掲載する冊子を用意すること。

(イ) 誘客効果を高めるための物品等を会場において参加者に対し配付すること。参加者1名あたりの予算は500円とし、配付上限は120名とする。なお、配付する物品等の内容、配付方法等については、和歌山市と協議の上決定する。

#### オ 和歌山市キャリア発見フェアの運営

(ア) イベントは企業のPRタイムと企業の個別ブース形式での交流会の2部構成とする。PRタイムを30分程度、交流会を2時間半実施し、入退場は自由とする。

(イ) 企業のPRタイムは持ち時間1分～2分程度を想定しているため、事前にPR内容を確認し、適宜アドバイスを行うこと。

(ウ) 企業の個別ブース形式での交流会は、時間を区切らず参加者が自由に着席することができる形式とする。ブースは和歌山城ホールの備品を利用し、プロジェクターの投影や掲示物を設置できるように企業ブースの背面と側面に間仕切りを設置すること。参加企業が各ブースでパソコンやプロジェクターなどが使用できる電気配線を設けること。

(エ) 交流会は自社の実施するインターンシップの紹介や企業の魅力を発信しながら、参加者との交流を中心とするため、一方的な会社説明会とならないように留意すること。

(オ) 会場には休憩コーナーを設け、参加者や参加企業に向けた軽食を用意すること。軽食の内容は和歌山市に所縁のある品とし、和歌山市らしさを演出すること。

(カ) キャリアカウンセラーと面談し、適職診断や業界分析を支援するキャリア発見コーナーを設置すること。キャリアカウンセラーは2名配置するものとする。

(キ) 和歌山市と協議の上、和歌山市の採用情報等、和歌山市の施策に関連するブースを設置すること。

(ク) 参加者に対するアンケートにおいて、今後の情報提供を希望する企業を選択する項目を設けること。希望者の個人情報を選択された企業のみを提供し、インターンシップの情報提供ができるようにすること。個人情報の使用目的はインターンシップの情報提供のみに限定し、かつ参加企業および参加者に同意を得ること。参加企業には他の用途に使用することがないよう徹底すること。特に、採用選考への利用は一切禁止とする。

(ケ) 和歌山市キャリア発見フェアの運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、和歌山市キャリア発見フェアが円滑に進行し、参加企業や参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1名を含み計5名程度）を行い、綿密な計画のもとで和歌山市キャリア発見フェアを開催すること。参加企業に対し、イベントの趣旨及び参加者層を事前に十分に説明し、適切な対応ができるよう周知すること。

#### カ 参加者、参加企業へのアンケート調査及び集計

参加者及び参加企業に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析のうえ、その結果を和歌山市に電子データにて報告すること。アンケート項目は和歌山市と協議の上決定す

る。

キ マッチング状況追跡調査

イベント終了後、適切な時期において、参加企業に対して参加者とのマッチング状況に関する調査を実施し、その結果を和歌山市に電子データにて報告すること。

ク 実施報告書の作成及び提出

実施概要、参加企業数及び参加者数等の結果、アンケート結果及びその分析、今後の課題及び改善策等、企業と参加者のマッチング状況を記述した実施報告書を提出すること。また添付書類として、当日の履行状況が確認できる写真、当日配布資料を提出すること。詳細な内容は和歌山市と協議の上決定する。

(3) 和歌山市オンライン業界研究会の開催

就職活動初期段階にある学生等を対象に、業界ごとの特徴や仕事内容等について理解を深めるとともに、市内企業との対話を通じて関心を高めることを目的として、オンライン和歌山市業界研究会を開催する。

ア 参加企業の募集・選定

- (ア) 参加企業数は10社とする。募集方法は公募とし、趣旨に賛同する企業を募ること。
- (イ) すべて異なる業種、職種の企業を選定すること。
- (ウ) 参加企業は和歌山市と協議の上決定する。

イ 参加者の募集

- (ア) 対象者は主に2028年・2029年・2030年3月卒業予定の学生とするが、一般求職者も参加可能とする。また、保護者の参加も可とする。
- (イ) 参加者人数は40名を目標とする。

ウ 配付資料及び物品等の配付

- (ア) 参加者に事前配付する資料として参加企業の概要やPR、求人要項を紹介する冊子を電子データで用意すること。
- (イ) 誘客効果を高めるための物品等を会場において参加者に対し配付すること。参加者1名あたりの予算は500円とし、配付上限は60名とする。なお、配付する物品等の内容、配付方法等については、和歌山市と協議の上決定する。

エ オンライン和歌山市業界研究会の運営

- (ア) 開催時期は令和8年11月の土曜日とし、開催回数は1回とする。
- (イ) ZOOMを使用したオンラインでの開催とする。
- (エ) イベントは下記の構成とする。

前半5社の企業説明	所要時間各5分×5 計25分
ブレイクアウトルームでの詳細説明	15分×2ターム
休憩	5分程度
後半5社の企業説明	所要時間各5分×5 計25分
ブレイクアウトルームでの詳細説明	15分×2ターム

- (エ) 企業PRは、企業が5分の持ち時間の中で、自社の概要に加え、所属する業界の特徴や仕事内容、働き方の傾向等について説明を行うものとする。なお、自社のPRに偏ら

ず、業界理解が深まる内容とするよう留意すること。ブレイクアウトルームでの詳細説明では企業説明の補足説明に加え、参加者の質疑応答を行うものとする。参加者は各チームにおいて、少なくとも1社以上の企業のブレイクアウトルームに参加するものとし、未参加者が生じないよう適切に誘導すること。

(オ) 5 (2) オ (ク) に同じ

(キ) 和歌山市オンライン業界研究会の運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、和歌山市オンライン業界研究会が円滑に進行し、参加企業や参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1名を含み計4名程度）を行い、綿密な計画のもとで和歌山市オンライン業界研究会を開催すること。参加企業に対し、イベントの趣旨及び参加者層を事前に十分に説明し、適切な対応ができるよう周知すること。

オ 参加者、参加企業へのアンケート調査及び集計

5 (2) カに同じ

カ マッチング状況追跡調査

5 (2) キに同じ

キ 実施報告書の作成及び提出

5 (2) クに同じ

#### (4) 和歌山市転職フェアの開催

和歌山市で働くことに関心がある若年層を中心とした転職希望者に対し、市内企業と対面で深く対話できる機会を提供し、情報収集段階から具体的な面談・応募まで、それぞれの状況に応じた次の行動につなげることを目的として開催する。

ア 開催概要

(ア) 令和9年1月11日（月）13時～16時

(イ) 和歌山城ホール4階大会議室

(ウ) 会場は9時～18時で予約しており、会場費は受託者負担とする。

イ 参加企業の募集・選定

(ア) 参加企業数は12社以上とする。募集方法は公募とする。

(イ) 業種・職種等偏りのないよう選定する。

(ウ) 参加企業は和歌山市と協議の上決定する。

ウ 参加企業に求める事項

(ア) 参加企業は、フェアにおいて具体的な募集職種、雇用形態、勤務地、想定年収または給与水準等を明示した求人情報を提示するものとする。

(イ) 参加企業は、フェア当日において、希望者に対する次回面談日程の提示及び調整が可能な体制を整えるものとする。

エ 参加者の募集

(ア) 対象者は一般求職者とする。

(イ) 参加者人数は40名を目標とする。

オ 配付資料及び物品等の配付

(ア) 参加者に当日配付する資料としてイベント会場図、参加企業の概要やPRを掲載する

冊子を用意すること。

- (イ) 誘客効果を高めるための物品等を会場において参加者に対し配付すること。参加者1名あたりの予算は500円とし、配付上限は60名とする。なお、配付する物品等の内容、配付方法等については、和歌山市と協議の上決定する。

#### カ 和歌山市転職フェアの運営

- (ア) イベントは企業のPRタイムと企業の対面形式での交流会の2部構成とする。PRタイムを30分程度、交流会を2時間半実施し、入退場は自由とする。
- (イ) 企業のPRタイムは持ち時間1分～2分程度を想定しているため、事前にPR内容を確認し、適宜アドバイスを行うこと。
- (ウ) 企業の対面形式での交流会は、時間を区切らず参加者が自由に着席することができる形式とする。テーブルは和歌山城ホールの備品を利用する。参加企業が各ブースでパソコンやプロジェクターなどが使用できる電気配線を設けること。投影のためのモニターやスクリーンは参加企業で用意すること。
- (エ) 交流会は会社概要や求人情報の提示に加え、具体的な仕事内容、求める人物像、入社後の成長イメージ等を説明しながら対話形式になるように留意すること。
- (オ) 受託者は、参加者の自己理解及び企業との対話を円滑にするため、当日簡易なキャリアシートを用意し、受付時に記入させること。
- (カ) 参加企業が次回面談の調整を円滑に行えるよう事前に周知するとともに、参加者に対して面談予約が可能である旨を明示し、次の行動に移行しやすい運営を行うこと。
- (キ) 会場には休憩コーナーを設け、参加者や参加企業に向けた軽食を用意すること。軽食の内容は和歌山市に所縁のある品とし、和歌山市らしさを演出すること。
- (ク) 和歌山市と協議の上、和歌山市の移住情報や採用情報等、和歌山市の施策に関連するブースを設置すること。
- (ケ) 参加者に対するアンケートにおいて、今後の情報提供を希望する企業を選択する項目を設けること。希望者の個人情報は選択された企業のみ提供し、選考に関する情報提供ができるようにすること。個人情報の使用目的は参加者に同意を得る段階で明確にし、かつ企業には他の用途に使用することがないよう徹底すること。
- (コ) 和歌山市転職フェアの運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、和歌山市転職フェアが円滑に進行し、参加企業や参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1名を含み計4名程度）を行い、綿密な計画のもとで和歌山市転職フェアを開催すること。参加企業に対し、イベントの趣旨及び参加者層を事前に十分に説明し、適切な対応ができるよう周知すること。

#### キ 参加者、参加企業へのアンケート調査及び集計

5（2）カに同じ

#### ク マッチング状況追跡調査

5（2）キに同じ

#### ケ 実施報告書の作成及び提出

5（2）クに同じ

(5) 和歌山市オンライン合同企業説明会の開催

主に2028年3月卒業予定の学生を対象に、採用情報解禁後の本格的な就職活動のための合同企業説明会として、和歌山市オンライン合同企業説明会を開催する。

ア 参加企業の募集・選定

(ア) 参加企業数は午前の部10社、午後の部10社の計20社とし、募集方法は公募とする。

(イ) 業種・職種のバランスに配慮するとともに、午前の部及び午後の部において参加者の関心に応じた区分（理系職種・文系職種等）を設定の上選定する。

(ウ) 参加企業は和歌山市と協議の上決定する。

イ 参加者の募集

(ア) 対象者は主に2028年3月卒業予定の学生とするが、一般求職者も参加可能とする。

(イ) 参加者人数は各部40名を目標とする。

(ウ) 特設サイトの広報活動に加え、大学等へのイベント周知を積極的に行うなど参加者の募集に必要な広報活動を行うこと。

ウ 配付資料及び物品等の配付

(ア) 参加者に事前配付する資料として参加企業の概要やPR、求人要項を紹介する冊子を電子データで用意すること。

(イ) 誘客効果を高めるための物品等を会場において参加者に対し配付すること。参加者1名あたりの予算は500円とし、配付上限は各部60名とする。なお、配付する物品等の内容、配付方法等については、和歌山市と協議の上決定する。

エ オンライン合同企業説明会の運営

(ア) 開催時期は令和9年3月の平日とし、午前の部、午後の部を1日に開催するものとする。開催回数は1回とする。

(イ) ZOOMを使用したオンラインでの開催とする。

(ウ) イベントは午前の部、午後の部ともに下記の構成とする。

前半5社の企業PR	所要時間各5分×5 計25分
ブレイクアウトルームでの詳細説明	15分×2ターム
休憩	5分程度
後半5社の企業PR	所要時間各5分×5 計25分
ブレイクアウトルームでの詳細説明	15分×2ターム

(エ) 企業PRは、企業が5分の持ち時間のなかで自社の概要やPR、求人要項の紹介を行うものとする。詳細説明では自社PRの補足説明に加え、参加者の質疑応答を行うものとする。参加者は各タームにおいて、少なくとも1社以上の企業のブレイクアウトルームに参加するものとし、未参加者が生じないよう適切に誘導すること。

(オ) 5(4)カ(ケ)に同じ

(カ) 和歌山市オンライン合同企業説明会の運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、和歌山市オンライン合同企業説明会が円滑に進行し、参加企業や参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括

責任者1名を含み計4名程度)を行い、綿密な計画のもとで和歌山市オンライン合同企業説明会を開催すること。参加企業に対し、イベントの趣旨及び参加者層を事前に十分に説明し、適切な対応ができるよう周知すること。

オ 参加者、参加企業へのアンケート調査及び集計

5 (2) カに同じ

カ マッチング状況追跡調査

5 (2) キに同じ

キ 実施報告書の作成及び提出

5 (2) クに同じ

#### (6) 高校生対象の仕事・業界説明会の開催

高校生1・2年生とその保護者を対象に将来の進路決定の参考となるよう仕事・会社説明会を実施する。高校生が就職活動のための基礎知識を養うとともに、参加企業社員との交流等を通じて市内企業の魅力や、実際に働くということを感じることを目指す。また、就職・進学の見通しに悩む高校生も参加することを想定し、就職活動の経験のない高校生が気軽に参加しやすいよう工夫をすること。

ア 参加企業の募集・選定

(ア) 参加企業数は10社とする。募集方法は公募とし、趣旨に賛同する企業を募ること。

(イ) すべて異なる業種の企業を選定すること。

(ウ) 原則高校生の求人を行っている企業とする。

(エ) 参加企業は和歌山市と協議の上決定する。

イ 参加者の募集

(ア) 対象者は高校1・2年生とその保護者とする。

(イ) 参加者人数は30名を目標とする。

(ウ) 事前周知に当たっては、市内及び近隣県内の各高校1・2年生、市の関連施設に配布するためのチラシ(A4、両面、カラー)を必要部数用意し配布すること。部数は9,000部を想定している。

ウ 仕事・業界説明会の運営

(ア) 開催時期は令和9年3月の土曜日とし、開催回数は1回とする。

(イ) 和歌山市内を開催地とし、交通の利便性が高い場所を選定すること。

(ウ) イベントはセミナー、業種別の仕事紹介、企業個別説明の3部構成とする。

(エ) セミナーは高校生の就職活動の特徴や企業選びの際の考え方など、高校生と大学生等の就職活動では方法が異なることに配慮しながら、20分程度で簡潔に実施するものとする。

(オ) 業種別の仕事紹介は、参加企業がそれぞれの業界の特徴や仕事内容を紹介するものとし、1社4分程度とする。自社のPRにならないように配慮すること。

(カ) 企業個別説明では、業種別の仕事紹介と同様に参加企業がそれぞれの業界の特徴や仕事内容を紹介するものとし、参加者は入退場自由で好きな業種の企業の説明を聞くことができるものとする。自社のPRをすることは制限しないが、業界の特徴や仕事内容の紹介が主であることに留意すること。

(キ) 仕事・業界説明会の運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、仕事・業界説明会が円滑に進行し、参加企業や参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1名を含み計3名程度）を行い、綿密な計画のもとで仕事・業界説明会を開催すること。

エ 参加者、参加企業へのアンケート調査及び集計

5（2）カに同じ

オ 実施報告書の作成及び提出

実施概要、参加企業数及び参加者数等の結果、アンケート結果及びその分析、今後の課題及び改善策等を記述した実施報告書を提出すること。また添付書類として、当日の履行状況が確認できる写真、当日配布資料を提出すること。詳細な内容は和歌山市と協議の上決定する。

## （7）企業向けの外国人材雇用セミナーの開催

技能実習制度に代わる育成就労制度が2027年4月より施行されることを踏まえ、市内企業における外国人材雇用の促進を図るため、制度の概要に加え、外国人材の受入事例や実務対応等について学び、企業の受入体制の整備を支援するセミナーを開催する。

ア 参加者の募集

（ア）対象者は市内企業の経営者・人事担当者等とする。

（イ）定員は50名とする。

（ウ）事前周知に当たっては、チラシ（A4、片面、カラー）を必要部数用意し配布すること。部数は2,000部を想定している。

イ 外国人材雇用セミナーの運営

（ア）開催時期は12月の平日とし、開催回数は1回とする。

（イ）和歌山市内を開催地とし、交通の利便性が高い場所を選定すること。

（ウ）セミナーは、専門家による講義、個別相談会の2部構成とする。

（エ）専門家による講義は、外国人材の雇用制度に精通した者を講師とし、育成就労制度開始に向けた対応を支援するものとするが、具体的な内容は和歌山市と協議の上決定する。時間は2時間半程度とする。

（オ）個別相談会は、講師に個別に相談ができる時間を設け、時間は30分程度とする。

（カ）セミナーの運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、セミナーが円滑に進行し、参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1名を含み計2名程度）を行い、綿密な計画のもとでセミナーを開催すること。

ウ 参加者へのアンケート調査及び集計

参加者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析のうえ、その結果を和歌山市に電子データにて報告すること。アンケート項目は和歌山市と協議の上決定する。

エ 実施報告書の作成及び提出

5（6）オに同じ

## （8）企業向けの人材確保セミナーの開催

採用活動に課題を抱える市内企業に対し、最新の人材獲得トレンドや実践的な採用ノウハウを提供し、自社の採用活動の見直し及び改善を促進し、人材確保力の向上を図るための企業向けの人材確保セミナーを開催する。

ア 参加者の募集

- (ア) 対象者は市内企業の経営者・人事担当者等とする。
- (イ) 定員は50名とする。
- (ウ) 事前周知に当たっては、チラシ（A4、片面、カラー）を必要部数用意し配布すること。部数は2,000部を想定している。

イ 企業の人材確保セミナーの運営

- (ア) 開催時期は令和9年1月の平日とし、実施回数は1回とする。
- (イ) 和歌山市内を開催地とし、交通の利便性が高い場所を選定すること。
- (ウ) セミナー、個別相談会の2部構成とする。
- (エ) セミナーは最新の採用市場に精通した講師を配置の上、企業の効果的な人材確保戦略を構築することを学ぶ内容とするが、テーマ等の具体的な内容は和歌山市と協議の上決定する。時間は2時間半程度とする。
- (オ) 個別相談会は、講師に個別に相談ができる時間を設け、時間は30分程度とする。
- (カ) セミナーの運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、セミナーが円滑に進行し、参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1名を含み計2名程度）を行い、綿密な計画のもとでセミナーを開催すること。

ウ 参加者へのアンケート調査及び集計

5（7）ウに同じ

エ 実施報告書の作成及び提出

5（6）オに同じ

(9) 就職予定先調査の実施

令和7年度実施のわかやま就職応援プロジェクト事業委託業務における、就職イベント参加学生約90名の就職予定先調査を実施する。調査方法については、メールや電話等を使用し、契約期間内にできる限り多くの回答が得られるよう努めること。なお、調査の実施に必要な情報については別途和歌山市より提供する。

(10) 事業完了報告書の提出

個別の実施報告書とは別に、全ての業務内容が完了したことを報告する事業完了報告書を提出すること。記載内容は全ての業務の簡潔な実施概要、わかやま就職応援プロジェクト2026の事業全体の今後の課題及び改善策等、実施した決算金額を記載する実施明細書とする。

6 実施スケジュール

実施スケジュールは下記の通りである。

契約	令和8年5月下旬
----	----------

特設サイトおよび広報物の作成	契約後～令和8年6月下旬
特設サイトの公開準備	令和8年6月下旬～7月初旬
特設サイトの公開、広報開始	令和8年7月初旬
和歌山市キャリア発見フェアの開催	令和8年8月26日、27日
和歌山市オンライン業界研究会の開催	令和8年11月
企業向けの外国人材雇用セミナーの開催	令和8年12月
企業向けの人材確保セミナーの開催	令和9年1月
和歌山市転職フェアの開催	令和9年1月11日
和歌山市オンライン合同企業説明会の開催	令和9年3月
高校生対象の仕事・業界説明会の開催	令和9年3月

## 7 対象となる経費

対象となる経費は、事業に従事する社員の賃金、通勤手当及び社会保険料等の人件費、会場費、周知広報経費、講師謝金、資料等の作成に係る印刷製本費、使用料・賃借料、その他事業を実施するために必要と認められる経費である。なお、飲食代・交際費に係る費用は対象経費に当たらない。

財産の取得は原則認めないので、リース又はレンタルで対応するものとし、やむを得ず財産を取得する場合には、事前に和歌山市と協議するものとする。

## 8 その他

- (1) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。
- (2) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間保管すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、和歌山市と受託者双方で協議のうえ、変更契約を締結する。
- (4) 想定される必要経費額はすべて見積りに含めること。提出された見積りに不足が生じていたとしても業務を適切に履行するものとし、変更契約は認めない。
- (5) 広報経費については見積り提出の時点で十分な金額を含むものとするため、変更契約の対象として認めない。
- (6) 委託業務の内容について、契約後により効果的な実施方法がある場合、提案することも可とする。なお、提案の採用については協議の上決定する。
- (7) 全てのイベントについて、広告や運営等の全体を通して固くならず、気軽に参加できる明るい雰囲気作りに努めること。また、作成物についても同様である。
- (8) 各イベントの開催日や詳細については、契約後和歌山市と協議の上確定する。
- (9) 学生の就職活動における動向や、企業の採用動向を十分に把握したうえで事業を実施すること。また、各イベントの趣旨や参加対象者については、企業募集の段階で企業の十分に理解を得るように努めること。
- (10) 和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守の上、個人情報を適切に管理すること。
- (11) 落札決定の翌日までに参考見積書を提出すること。

(12) 本業務の進捗状況については本市の担当者に適宜報告すること。また、求めに応じ随時必要資料を提出すること。

## 9 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、わかやま就職応援プロジェクト2026委託業務に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、この契約による成果品（委託業務の処理過程において作成した記録、著作物等を含む。）を自由に使用し、又はそれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一

切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 誠実に委託業務を履行する意思がないと認められるとき。

(3) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金を請求することを妨げないものとする。

(賠償金等の徴収)

第15条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

(秘密の保持等)

第16条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第17条 乙は、委託業務の履行にあたっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第18条 乙は、委託業務の履行にあたり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するにあたり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第17条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(第三者が有する著作権等権利の処理)

第19条 乙は、委託業務を履行するにあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の履行上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への

被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第21条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(紛争等の解決)

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出ししてはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、

書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。